

中小企業組合等支援施策情報

「商店街活性化・観光消費創出事業」の募集

～中小企業庁・東北経済産業局～

「商店街活性化・観光消費創出事業」は、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込み、消費の喚起につながる商店街等の取組を支援する事業です。

事業概要

商店街は多種多様な店舗が集積していることから、消費者に対して面的に魅力を働きかけることが可能ですが。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、商店街をとりまく経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しています。

このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するため、本事業では、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等といった、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援することにより、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、消費の喚起につなげることを目的とした事業です。

補助対象事業

消費創出事業

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント実施等について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。

専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

※ 消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。

補助率・補助額

消費創出事業 補助率2／3以内

専門家派遣事業 補助率10／10定額(上限額：200万円)

※ 消費創出事業と専門家派遣事業の合計で、上限額2億円、下限額200万円

補助対象事業者

商店街等組織

商店街等組織と民間事業者の連携体

※ 募集要領等は、以下からダウンロードしてください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2019/190402kankou.htm>

募集締切

令和元年9月13日(金)(東北経済産業局あて当日消印有効)

※ 早急に事業実施を予定されている方のために、以下の通り審査・採択を行います。

・二次締切：7月23日(火) ・三次締切：9月13日(金)

※ 二次締切又は三次締切までの間に予算額に達した場合には、予告なく募集を打ち切らせていただくことがあります。募集を打ち切る際には、経済産業省のホームページにてお知らせします。

お問い合わせ先

本事業の応募に関して、質問・相談等ございましたら、東北経済産業局産業部商業・流通サービス産業課または中小企業庁商業課までお問い合わせください。

中小企業庁 経営支援部商業課 TEL:03-3501-1929

東北経済産業局 産業部商業・流通サービス産業課 TEL:022-221-4914